

1
2 ~~（2）~~ 医療及び医療機関に関する 情報提供の推進

3
4 ○ 患者・国民の選択を支援する観点から、国、都道府県及び医療機関について、医療に関する情報提供の推進に関する責務規定を医療法に新設する。~~【医療法】~~

7 ○ 医療機関について、一定の情報を都道府県に届け出、都道府県がこれを整理して、インターネットその他住民が利用しやすい形で公表する制度を創設する。~~【医療法】~~

10 ○ 「一定の情報」の範囲については、広告可能な事項等を参考に、（2）で後述する広告規制等検討会で検討し、厚生労働省令に規定する。その際、都道府県が独自の項目を設定することを可能とする。~~【医療法に基づく省令】~~

13
14 ~~（2）~~ 広告規制制度の見直し

15
16 ○ 広告規制制度については、患者・国民の選択を支援する観点から、現行の告示のように一つ一つの事項を個別に列記するのではなく一定の性質を持った項目群ごとに、例えば「〇〇に関する客観的事実」等と規定する「包括規定方式」を導入することにより、広告可能な内容を相当程度拡大する。その上で、治療の方法及び医師等医療従事者に関する事項については、客観性が確保できるとして厚生労働大臣が定めたものを広告できることとする。医療の実績情報（アウトカム指標）についても広告可能とし、具体的には客観的な評価が可能として厚生労働大臣が定めたものから認めていくこととする。~~【医療法】~~

25 ○ 医療の実績情報について客観的な評価を可能とするための手法の研究開発を推進する等のため、一定の病院について、提供する医療の実績情報に関するデータを収集するとともに、分析後のデータを還元する等の具体的な仕組みを構築する。~~【運用（研究費の活用）】~~

29 ○ 広告規制違反について、行政機関による報告徴収、立入検査及び広告の中止等の改善措置を命ずる規定並びにこれら命令を発した事実を公表できる規定を新設するとともに、命令に従わない場合に罰則を適用する制度に移行（ただし、虚偽及び誇大広告については、引き続き、直ちに罰則を適用できる制度を維持）する。~~【医療法】~~

34 ○ 広告できる事項の見直しや広告に関するガイドラインの策定等を行うとともに、新制度施行後に実際に広告された内容の客観性等を判断し、随時改善